

九州電力株式会社玄海原子力発電所第3号機の
原子炉等規制法に基づく設計及び工事の計画の認可申請の概要

1. 申請者及び申請年月日等

申請者：九州電力株式会社 代表取締役 社長執行役員 池辺 和弘

申請年月日等：

令和2年9月10日（原発本第148号）

補正年月日等：

令和3年4月16日（原発本第1号）

2. 発電用原子炉を設置する工場又は事業所の名称及び所在地

名称：玄海原子力発電所

所在地：佐賀県東松浦郡玄海町大字今村

3. 発電用原子炉施設の出力量及び周波数

出力： 3, 478, 000 kW

第1号機： 559, 000 kW

第2号機： 559, 000 kW

第3号機： 1, 180, 000 kW（今回申請分）

第4号機： 1, 180, 000 kW

周波数： 60 Hz

4. 申請範囲

原子炉冷却系統施設

1.1 原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。）の基本設計方針、適用基準及び適用規格

1.2 原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。）に係る工事の方法

計測制御系統施設

計測制御系統施設（発電用原子炉の運転を管理するための制御装置に係るものを除く。）

6 計測装置

(7) 原子炉補機冷却設備に係る容器内の圧力又は水位を計測する装置

(1.5) 圧力低減設備その他の安全設備に係る熱交換器の入口又は出口の温度を計測する装置

1.0 計測制御系統施設（発電用原子炉の運転を管理するための制御装置を除く。）の基本設計方針、適用基準及び適用規格

1.1 計測制御系統施設（発電用原子炉の運転を管理するための制御装置を除く。）に係る工事の方法

発電用原子炉の運転を管理するための制御装置

- 2 中央制御室機能及び中央制御室外原子炉停止機能
- 4 発電用原子炉の運転を管理するための制御装置に係る工事の方法

放射線管理施設

- 1 放射線管理用計測装置
 - (2) エリアモニタリング設備
 - ハ 緊急時対策所の線量当量率を計測する装置
 - (3) 固定式周辺モニタリング設備
 - (4) 移動式周辺モニタリング設備
- 2 換気設備
 - (1) 容器
 - (3) 主配管
 - (4) 送風機
 - (6) フィルター
- 3 生体遮蔽装置
- 4 放射線管理施設の基本設計方針、適用基準及び適用規格
- 5 放射線管理施設に係る工事の方法

その他発電用原子炉の附属施設

- 1 非常用電源設備
- 2 非常用発電装置
 - (2) 内燃機関
 - イ 機関
 - ロ 調速装置及び非常調速装置
 - ハ 内燃機関に附属する冷却水設備
 - ホ 燃料デイトンク又はサービスタンク
 - (4) 燃料設備
 - イ ポンプ
 - ロ 容器
 - ニ 主配管
 - (5) 発電機
 - イ 発電機
 - ロ 励磁装置
 - ハ 保護継電装置
 - ニ 原動機との連結方法
- 4 非常用電源設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格
- 5 非常用電源設備に係る工事の方法

4 火災防護設備

- 1 火災区域構造物及び火災区画構造物
- 2 消火設備
 - (2) 容器

(5) 主配管

- 3 火災防護設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格
- 4 火災防護設備に係る工事の方法

5 浸水防護施設

- 3 浸水防護施設の基本設計方針、適用基準及び適用規格
- 4 浸水防護施設に係る工事の方法

9 緊急時対策所

- 1 緊急時対策所機能
- 2 緊急時対策所の基本設計方針、適用基準及び適用規格
- 3 緊急時対策所に係る工事の方法

5. 工事の種類・内容

種類：発電用原子炉の基数の増加の工事以外の変更の工事

内容：緊急時対策所の改造等の工事

6. 申請理由

緊急時対策所の機能について、代替緊急時対策所から緊急時対策所（緊急時対策棟内）に移行するとともに、竜巻防護対策の固縛として、既に適用しているたるみ巻取装置に加え、余長を有する固縛を追加する。